

令和 2 年度

霧島市母子保健検討委員会

日時：令和 2 年 10 月 13 日（火）午後 7 時 30 分開始
会場：霧島市役所別館 4 階 大会議室

会次第

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 委員紹介（組織体制について）
新任委員の委嘱
4. 協議
 - (1) 健康きりしま 21（第 3 次）計画（母子保健分野）について
 - (2) その他
5. 閉会

霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいづくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 地域医療検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 地域医療の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (5) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止）

- 2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）
（2）霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

《健康・生きがいづくり推進の組織体制》

【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

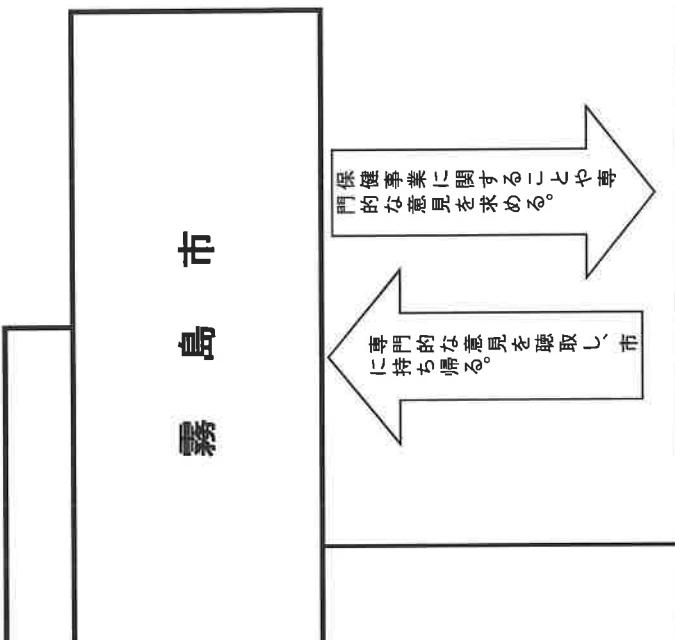
霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	
1 始良地区医師会代表	
2 始良地区歯科医師会霧島市支部代表	
3 始良地区薬剤師会代表	
4 霧島市立医師会医療センター代表	
5 始良、伊佐地区対接戸局保健福祉環境部部長	
6 霧島市社会福祉協議会代表	
7 霧島市民生委員・児童会員会連合会議会代表	
8 霧島市校長会代表	
9 霧島市地区自治公民館運営協議会代表	
10 企業代表	
11 霧島市商工会議所代表	
12 健康運動普及推進委員会代表	
13 学識経験者 第一工科大学代表	
14 農業関係代表 農業委員会代表	

諮詢

答申

専門的な意見や見解が必要な場合は、市に持ち帰る。

検討委員会から持ち帰った意見を参考に協議する。



【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

予防接種専門検討委員会	
1 始良地区医師会 小児科医代表	
2 始良地区歯科医師会霧島市支部代表	
3 始良地区薬剤師会霧島市支部代表	
4 始良地区産婦人科医代表	
5 始良地区医師会 小児科医	
6 始良地区医師会 小児科医	
7 始良地区医師会 小児科医	
8 始良地区医師会 代表	
9 すこやか保健センター代表	
10 あいら農業的同組合代表	
11 霧島市農業組織(圃分園芸振興会)代表	
12 伊佐地区対接戸局保健福祉環境企画課代表	
13 いそ20運動推進委員会代表	
14 霧島市地域包括支援センター代表	

母子保健専門検討委員会	
1 始良地区医師会 小児科医代表	
2 始良地区歯科医師会霧島市支部代表	
3 始良地区薬剤師会霧島市支部代表	
4 始良地区産婦人科医代表	
5 霧島市民生委員会委員会連絡会議会議長	
6 霧島市母子保健推進委員会会長	
7 霧島市保健協議会代表	
8 霧島市養護教諭部会代表	
9 地域・学年別保健指導部会議会議長代表	
10 霧島市保健福祉部会代表	
11 霧島市保健福祉部会代表	
12 消防局事務部会代表	
13 保健福祉部生活福祉課代表	
14 教育委員会学校教育課代表	

食育推進検討委員会	
1 始良地区歯科医師会霧島市支部代表	
2 霧島市学校保健会代表	
3 始良地区薬剤師会代表	
4 霧島市保健生活安全課代表	
5 霧島市中心の健康相談担当公認心理士	
6 霧島市地域包括支援センター代表	
7 霧島市兒童委員・民生委員会連合会代表	
8 企業代表	
9 商工観光部商工振興課消費生活セクター代表	
10 保健福祉部生活福祉課代表	
11 教育委員会学校教育課代表	
12 消防局事務部会代表	
13 始良・伊佐地区保健福祉環境部会議会議長代表	

自殺対策検討委員会	
1 始良地区医師会代表	
2 始良地区歯科医師会霧島市支部代表	
3 始良地区薬剤師会代表	
4 霧島市保健生活安全課代表	
5 霧島市学校保健会代表	
6 霧島市保健生活安全課代表	
7 霧島市PTA連絡協議会代表	
8 NPO法人霧島食品研究会理事長	
9 霧島市学校保健会代表	
10 霧島市PTA連絡協議会代表	
11 霧島市保健生活改善推進委員会議長	
12 京セラ園分工場代表	
13 霧島市見習委員・民生委員会連合会代表	
14 保健福祉部生活福祉課代表	
15 教育委員会学校教育課代表	
16 商工観光部商工振興課消費生活セクター代表	
17 保健福祉部生活福祉課代表	
18 学識経験者(鹿児島県畜産アドバイザー)	
19 霧島市保健生活改善推進委員会議長	
20 あいら農業的同組合代表	
21 霧島市農業組織(圃分園芸振興会)代表	
22 伊佐地区対接戸局保健福祉環境部会議会議長代表	
23 始良・伊佐地区保健福祉環境部会議会議長代表	
24 霧島県栄養士会代表	

妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実を図る

個別目標
1

安心して妊娠・出産ができるように支援する

目標値

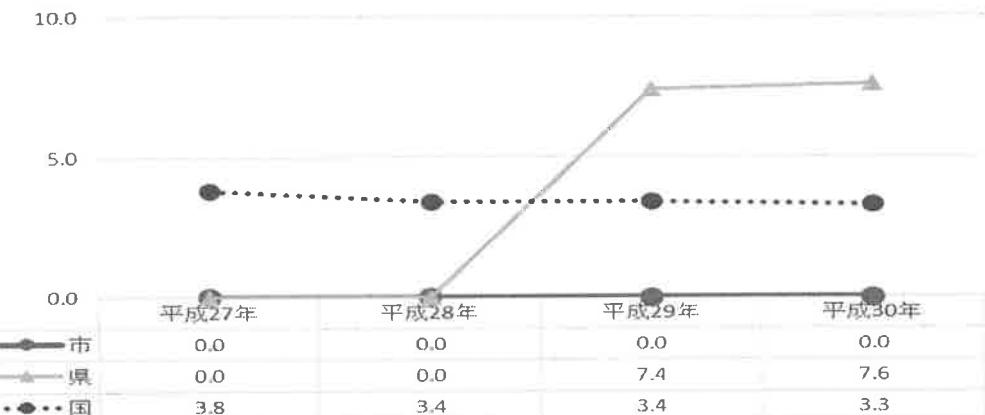
項目	基準値 2017 年度 (平成 29 年度)	目標値 2022 年度
妊産婦死亡率（出産 10 万対） 【図表 1 参照】	0 (*1)	0 (*3)
妊娠・出産について満足している市民の割合 【表 2 参照】	80.1% (*2)	85.0% (*4)

(*1) 2015 (平成 27) 年「衛生統計年報」 (*2) 2016 (平成 28) 年度すこやか親子 21 指標に関する調査 (乳児健診)

(*3) 死亡率ゼロを目標 (*4) 国と同じ目標値

図表 1

妊産婦死亡率(出産10万対)



資料：衛生統計年報

表 2 妊娠・出産について満足している者の割合 (%)

	H28	H29	H30	R1
市	80.1	(※1) 83.1	(※1) 85.4	(※1) 90.5
県	84.0	(※2) 84.9	(※3) 85.3	
国		(※2) 82.8	(※3) 83.5	

(※1) すこやか親子 21 指標に関する調査 (乳児健診) 霧島市集計

(※2) 厚生労働省 平成 29 年度健やか親子 21 (第 2 次) の指標に基づく乳幼児健診必須項目集計

(※3) 厚生労働省 平成 30 年度健やか親子 21 (第 2 次) の指標に基づく乳幼児健診必須項目集計

個別目標1の取組

- リスクを抱える妊産婦を支援するために支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターの機能を強化するために、専任の母子保健コーディネーターを配置します。
- 産後うつや、育児不安等の支援をするために、医療機関等の関係機関と連携をとり、妊産婦を支える体制を強化します。

【令和元年度の現状】

- ・妊娠届出、妊婦健診結果、出生情報等から、支援が必要と思われる対象を階層化し、支援プランを作成した。
- ・平成30年度から引き続き、関係機関との連携を図り支援管理を行う専任の母子保健コーディネーターの保健師を、子育て世代包括支援センター（すこやか保健センター）に2名配置し支援の充実に努めている。
- ・産後うつや新生児虐待等を早期把握・早期支援するために、産婦健診（産後1か月）の費用助成事業を開始し、産後支援を強化した。

【令和2年度の取組】

- ・特定妊婦^(※1)の支援を強化するため、妊娠届出時や妊娠中に把握した情報から特定妊婦とし、子ども・くらし相談センターと情報共有を行っている。
- ・令和元年度に引き続き、母子保健コーディネーターの保健師を、子育て世代包括支援センター（すこやか保健センター）に2名配置し体制強化を図っている。
- ・産後うつや新生児虐待等を更に早期把握・早期支援するために、産後1か月に加え産後2週間の産婦健診の費用助成を開始し、産後において健診を2回受診できるようにし、産後支援の強化を図っている。
- ・産婦健診の結果、精神科受診等が必要な産婦がいることから、産科医療機関だけではなく精神科医療機関との連携を図っていく。
- ・産後ケア事業の対象者を、産後4か月未満から産後1年未満の母子へ拡大したこと、支援の充実につながっている。

（※1）特定妊婦…児童福祉法第6条の3第5項において、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と定義されている。

個別目標
2

子どもの健やかな成長を支援する

目標値

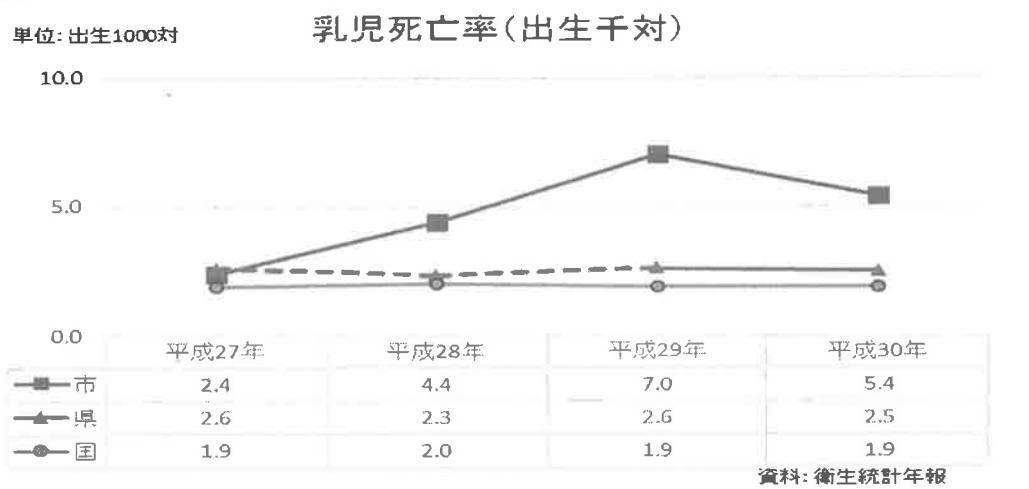
項目	基準値 2017 年度 (平成 29 年度)	目標値 2022 年度
乳児死亡率（出生千対） 【図表 3 参照】	2.4 (*1)	1.9 (*3)
1～4歳児の死亡率（当該年齢人口 10 万対）【図表 4 参照】	20.5 (*1)	0 (*4)
子育てに不安感や負担感を感じている保護者の割合	52.4% (*2)	47.0% (*5)
人工死産数に占める 20 歳未満の人工死産割合 【図表 5 参照】	19.0% (*1)	16.1% (*6)

(*1) 2015（平成 27）年「衛生統計年報」 (*2) 企画政策課 2017（平成 29）年「市民意識調査」

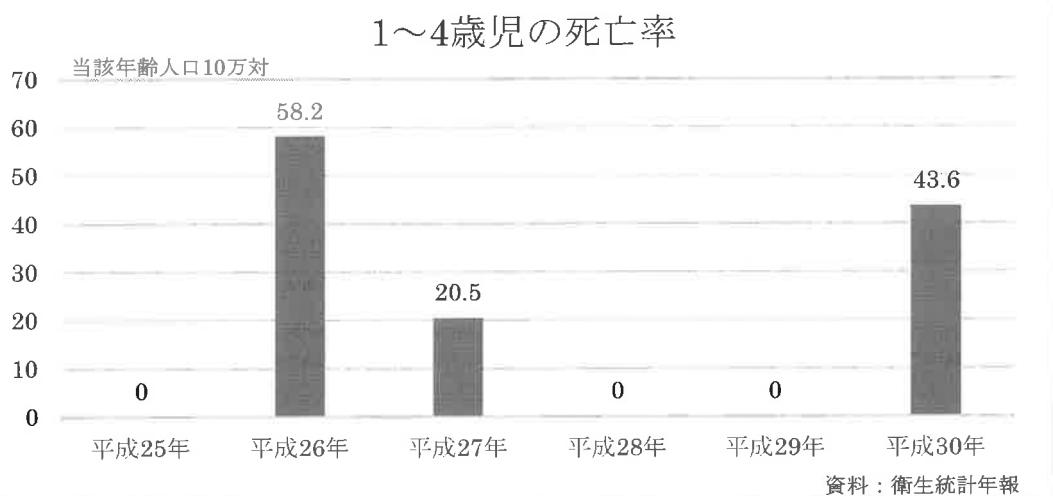
(*3) 国の 2015（平成 27）年 乳児死亡率を目標 (*4) 死亡率ゼロを目指す (*5) 毎年度 1% 減少し 5 年間で 5% 減少

(*6) 国の 2015（平成 27）年人工死産数に占める 20 歳未満の人工死産割合を目標

図表 3

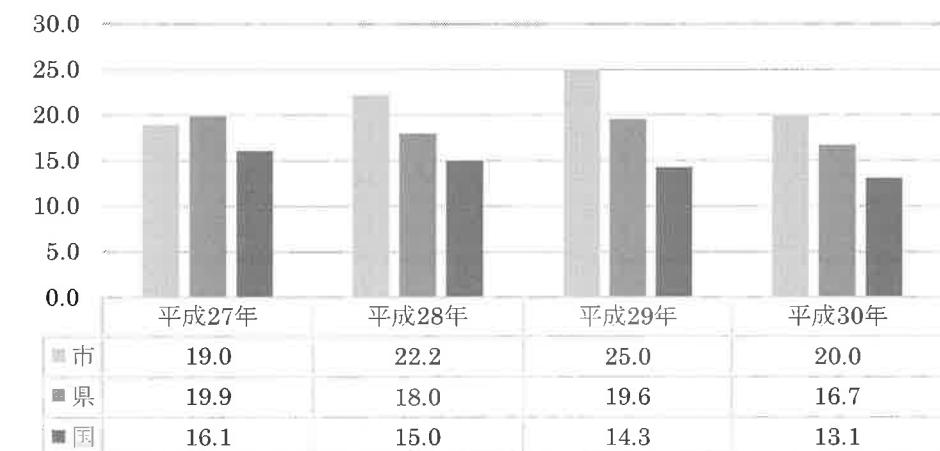


図表 4



図表5

単位：% 人工死産数に占める20歳未満の人工死産割合



資料：衛生統計年報・鹿児島県の母子保健

個別目標2の取組

- 子育てに困った時の相談窓口の周知に努め、隨時、相談に対応します。
- 乳幼児健康診査の未受診児への受診勧奨、子どもの状況把握を確実に行います。
- 乳幼児の死亡を減少するために、事故等の予防啓発に努めます。
- 児童生徒が生命の大切さを知り、自分も周りの人も大切と考えることができるよう関係機関と連携した教育に取り組んでいきます。

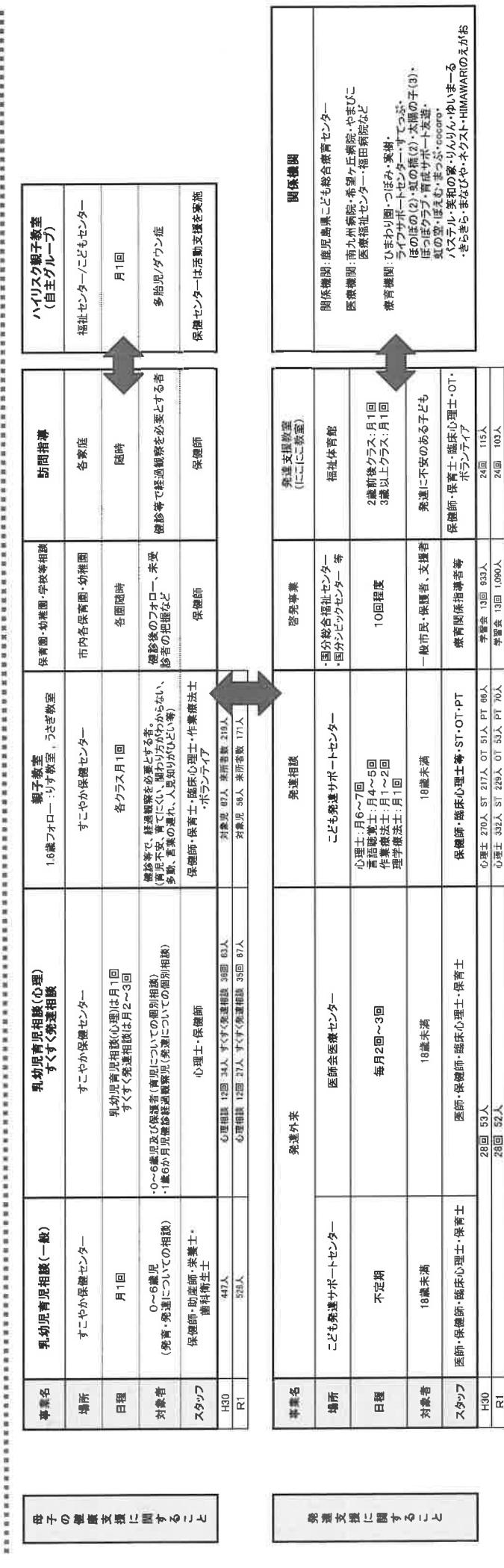
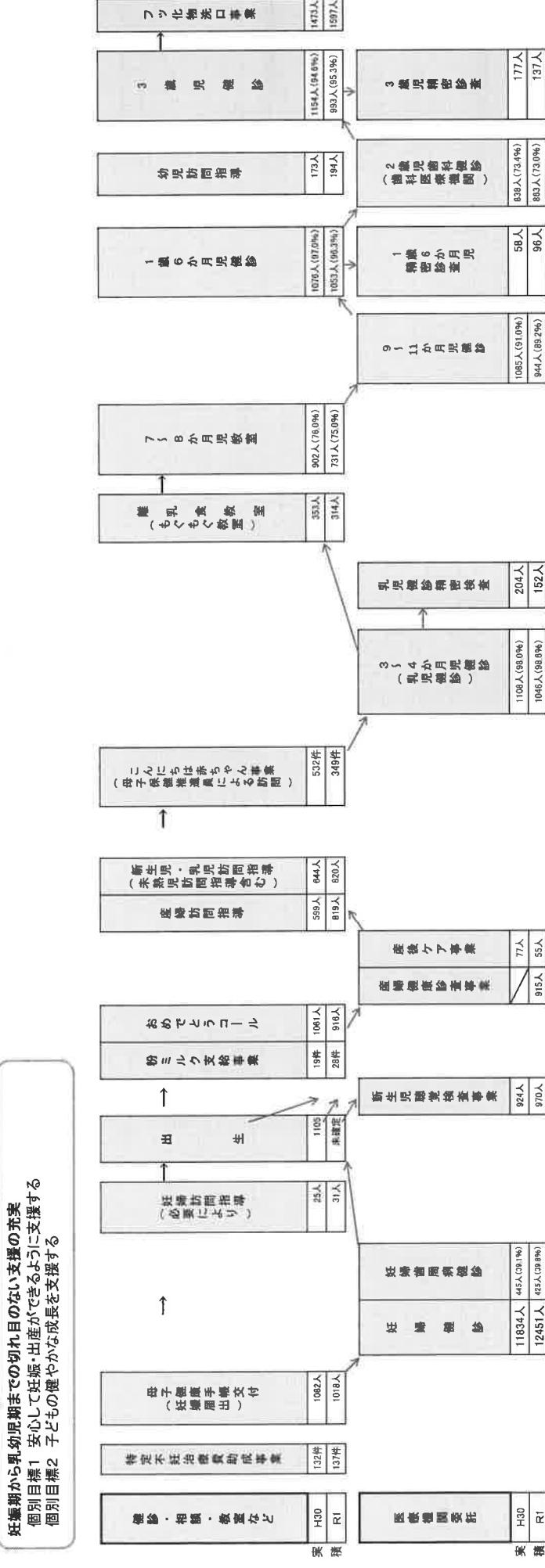
【令和元年度の現状】

- ・出産したすべての産婦に、母子保健コーディネーターが中心となり『おめでとうコール』を行うことや、姶良地区内の産科医療機関にて、市が作成した『退院後支援パンフレット』を配布してもらうことなどで、相談先の周知が図られてきた。
- ・乳幼児の健やかな成長のためだけでなく虐待予防の視点からも、乳幼児健診の未受診児に対し、保健師が訪問等を行い、早目に状況を把握するように努めた。
- ・乳幼児健診等の機会に、事故予防の教育やチラシを配布するなど事故予防に努めた。
- ・中学校1校に思春期保健に関する出前講座を行った。

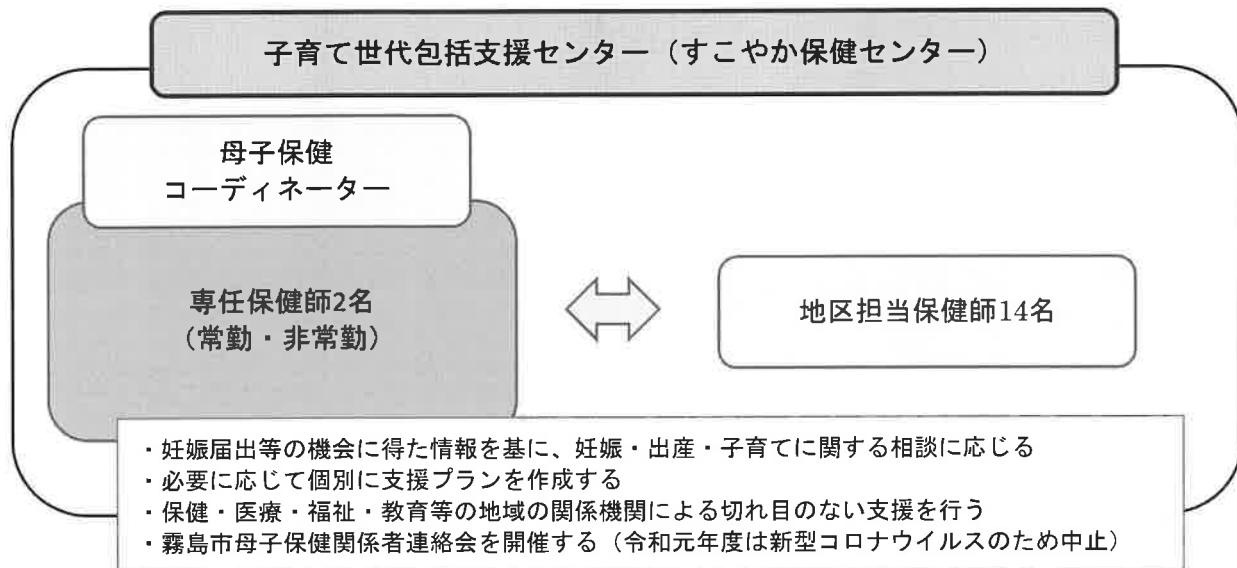
【令和2年度の取組】

- ・令和元年度の取組を引き続き継続しながら、充実を図っていく。

妊娠期から嬰幼児期までの切れ目のない支援の充実
個別目標1 安心して妊娠・出産ができるよう支援する
個別目標2 子どもの健やかな成長を支援する



霧島市子育て世代包括支援センター(すこやか保健センター)の体制及び運営状況



令和元年度の運営状況

相談方法	相談件数	支援対象となった 主な事例	主な連携機関	備考
・面談 ・電話 ・訪問	・面談 延べ 7,924件 ・電話 延べ 2,401件 ・訪問 延べ 1,898件	・若年・高齢妊婦 ・育児不安・育児能力が乏しい ・生活困窮者 ・支援者がいない・家庭環境問題あり ・外国人 ・母に障害・疾病あり ・多胎・未熟児出生児	・子育て支援課 ・医療機関（産婦人科・小児科・精神科等） ・県保健所	令和2年度にこどもくらし相談センターが新設され、特定妊婦についての支援体制づくりが進められている

霧島市の産後支援事業

	産後ケア事業	産婦健診事業
委託機関	5事業所 (市内1事業所)	霧島市・姶良市の4産科医療機関他
内容	・宿泊型 ・デイサービス型	問診・診察・体重・血圧測定・尿検査・こころの健康チェック
実績 (R1年度)	利用者数55人 ・宿泊型のみ 13人 ・デイサービス型のみ 28人 ・両方利用した者 14人	受診券・償還払い利用者数 915人

産後ケア利用者アンケート（R1）

○育児不安の軽減が図られた人の割合：90.9%

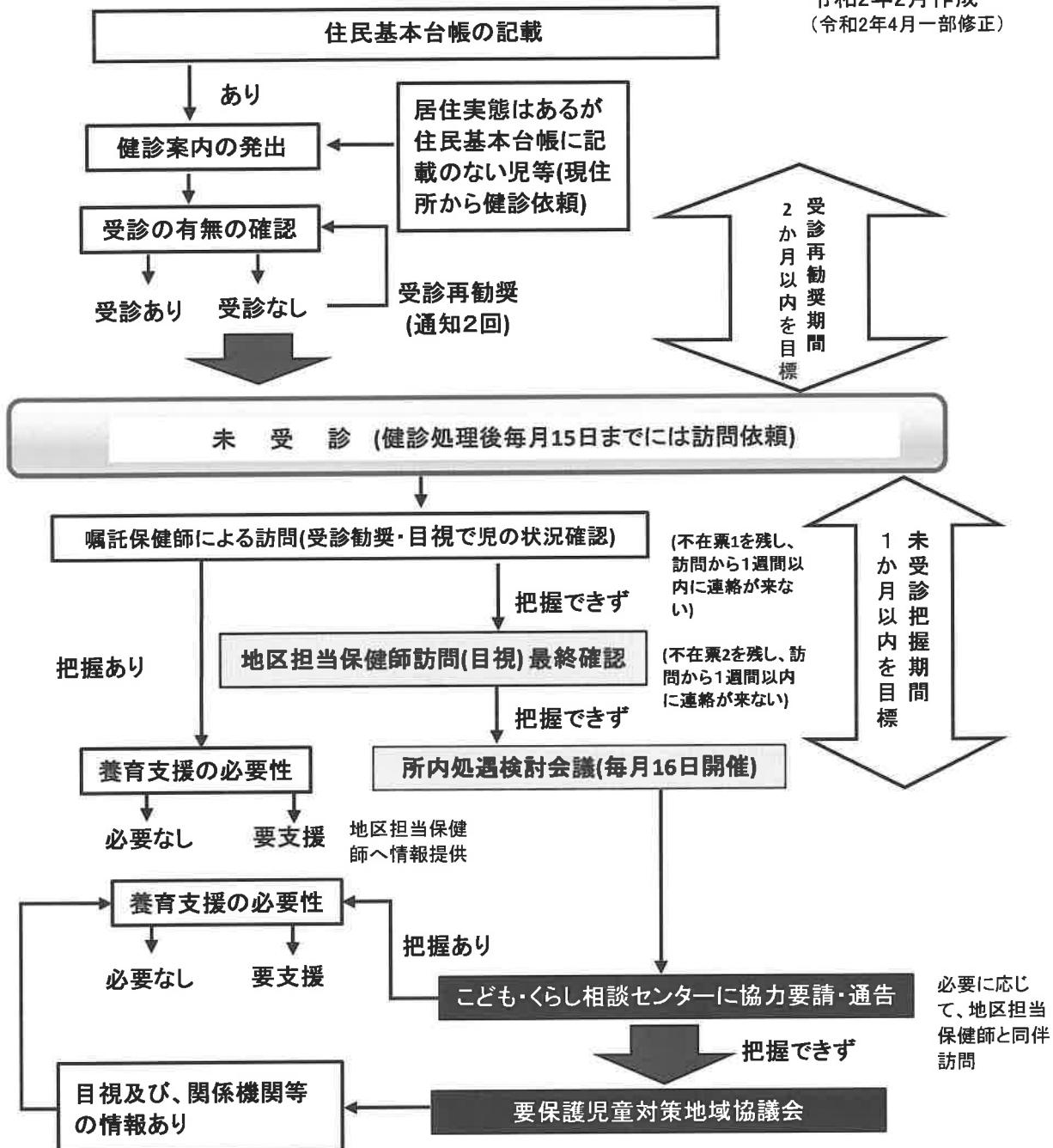
○自由意見より（抜粋）

- 一人で悩んでいた事を相談できて、気持ちが楽になった。少し子どもと離れる時間ができ、心身ともにリセットできた。
- 授乳に悩んでいたが色々とアドバイスしていただき、自宅で実践していくそうです。

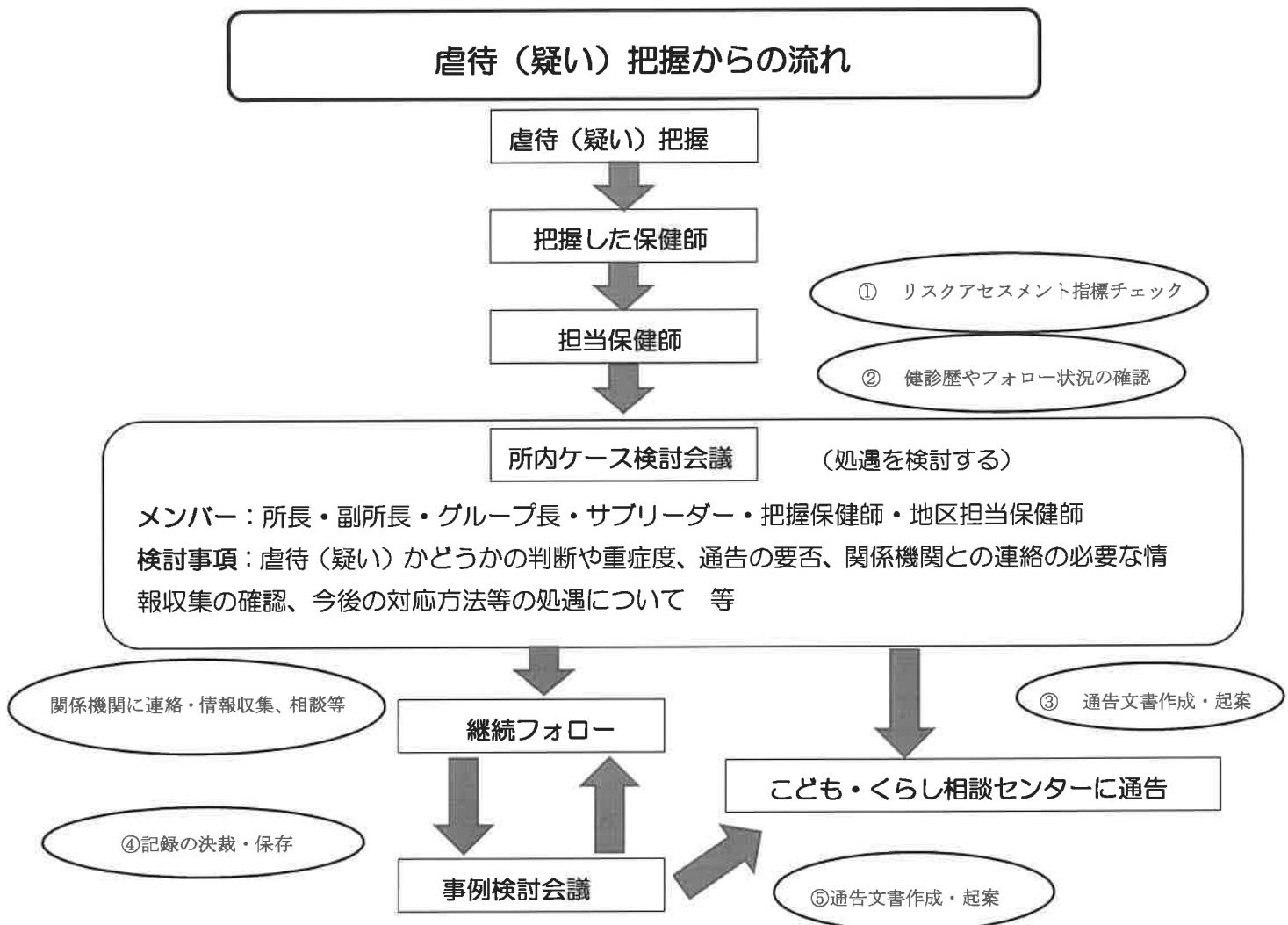
・産後の体調が回復せず、実母に手伝いを頼もうにも高齢と障害のため赤ちゃんを抱いたまま座ったり立ったりすることすらできず困っていました。産後ケア施設の利用

1.6歳児・3歳児健康診査未受診児対応について（フロー図）

令和2年2月作成
(令和2年4月一部修正)



すこやか保健センター虐待等予防フロー図



母子保健事業における新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策

○保健センター内での事業の共通対策	<ul style="list-style-type: none">・来所時の検温（非接触型温度計を使用。37.5°C以上 の場合は、再検温。症状等を聞き取り、再度有熱であれば、帰宅や医療機関受診を促す）・来所者、スタッフはマスク着用、アルコール消毒液での手指消毒・椅子、机、記載台、ペンなどのアルコール消毒液による清拭・待ち合いでは互いの間隔を空ける
○1歳6ヶ月児健診、3歳児健診	<ul style="list-style-type: none">・1回に通知する人数を22名までに減らしている。受診児と保護者、スタッフで50人を超えないように配慮。
○離乳食教室	<ul style="list-style-type: none">・予約制・試食・試飲を中止
○乳幼児育児相談	<ul style="list-style-type: none">・予約制
○保健師・助産師の訪問	<ul style="list-style-type: none">・スタッフ、母子ともに非接触型温度計での検温・アルコール消毒液による手指消毒の徹底・マスク着用・母子との距離を空ける
○こんにちは赤ちゃん事業	<ul style="list-style-type: none">・マスク着用・母子との距離を空ける
○発達サポートセンターでの相談、親子教室	<ul style="list-style-type: none">・相談、教室終了後に遊具をアルコール消毒液で清拭